

# 第 1 章. 公共施設等総合管理計画について

## 1-1. 計画策定の背景・目的

### (1) 背景

五條市では、昭和 32(1957)年の市制発足後、市民の生活環境の充実に向けて、昭和 40 年代初頭から今世紀初頭に至るまでに様々な公共施設やインフラ施設(以下「公共施設等」)の整備が継続的に進められてきました。平成 17(2005)年 9 月に吉野郡西吉野村及び大塔村と合併して現在の市域となり、市としては奈良県下で最大の面積を有するに至りましたが、人口は平成 7(1995)年をピークに減少の一途を辿り、その後は本格的に人口減少・少子高齢化の状況が進んできています。

今日では、保有する公共施設の量が市民 1 人当たりで換算すると周辺自治体と比べて多く、その 4 割強が建設後 30 年以上経過しているなど老朽化が進んできています。インフラ施設を含めて、近い将来に大量の更新時期を迎え、その経費に多大な財政負担がかかることが想定されます。

しかし今後は、就労人口の減少による税収減や、社会保障費等の増大による歳出増に加えて、合併から 10 年が経過したことによる地方財政措置の適用期限の到来で地方交付税の段階的な縮減が発生することなどによって、市の財政は一層厳しい状況が続き、公共施設等の更新財源の確保が困難になる状況が予測されます。

一方、本市では平成 23(2011)年 9 月の紀伊半島大水害によって大塔地区において甚大な被害を受け、被災地域のインフラ施設が寸断されるなどの状況に見舞われ、現在も復興に向けた取組みが続けられています。今後は一層、災害に強いまちづくりが必要とされる中、公共施設等が長期にわたり安全に機能するよう、適切な維持保全や配置のあり方が求められるとともに、将来世代に大きな財政的負担を残さないためにも、社会構造の変化や将来需要に対応した保有施設量の最適化を図っていくことが求められます。

このような公共施設の更新問題への対応は、現在、全国的な課題となっています。そのため、国は平成 25(2013)年度以降、インフラ長寿命化や国土強靱化に向けた取組みを国家戦略の重点課題の一つとして位置づけており、その中で平成 26(2014)年 4 月 22 日に、公共施設等の老朽化対策における地方自治体版の行動計画である「公共施設等総合管理計画」の策定要請が、全国の地方自治体に対して出されました。

### (2) 目的

本書は総務省による「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(以下「総務省指針」)に則り、五條市の公共施設等における現況や課題を踏まえながら、本市が抱える公共施設等の更新問題における中長期的な対応のあり方についての基本的な方向性(計画期間、達成目標、実施方針)を定めることを、計画策定の目的としています。

## 1-2. 計画の位置付け・計画期間

### (1) 国の計画との位置づけ

公共施設等総合管理計画は、平成25(2013)年11月29日に閣議決定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく地方自治体版の行動計画に相当します。

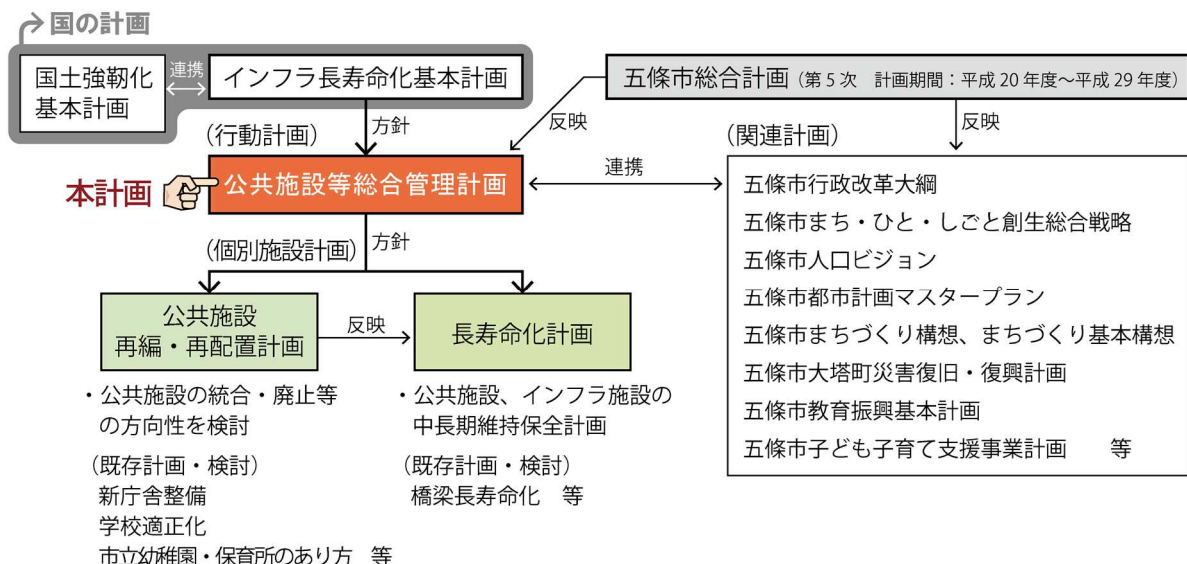
公共施設等総合管理計画の策定後は、行動計画(=本計画)に基づく個別施設計画(長寿命化計画)を策定して戦略的な維持管理・更新等を推進することが、インフラ長寿命化基本計画において定められています。本市においては、本計画で示す基本方針に基づいて公共施設の再編・再配置計画を検討しつつ、その方向性を反映しながら、長寿命化計画の策定を検討していきます。

なお、既に同種の計画を進めている施設については、当該計画を個別施設計画と定めながら、公共施設等総合管理計画の趣旨を踏まえて必要な調整を図ります。

### (2) 市の上位計画・関連計画との位置づけ

公共施設等総合管理計画は、市の上位計画である五條市総合計画が示す将来像や施策の方向性を反映しつつ、五條市行政改革大綱などの関連計画と連携した計画とし、本計画の方向性や将来的な取組みの成果を関連計画にも反映していきます。

【図表1】五條市公共施設等総合管理計画の位置付け



### (3) 計画期間

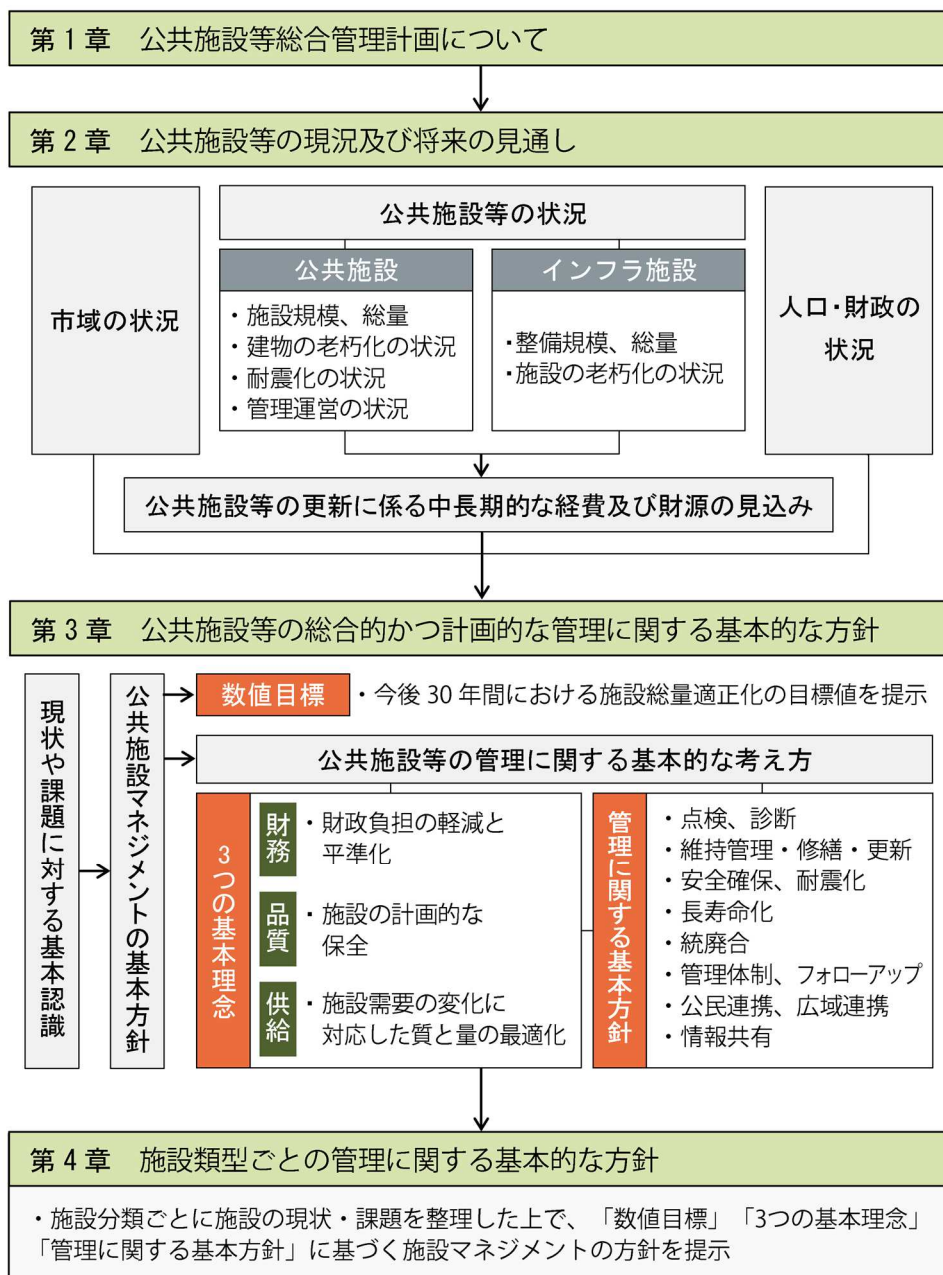
平成29(2017)年度から平成58(2046)年度の30年間を、本計画の計画期間とします。計画期間内の10年間ごとを第1～3期の実行期間として位置づけ、それぞれの期ごとに、取組みの進捗状況や効果発現の度合に応じて、適宜、計画の見直しを行います。

### 1-3. 計画の構成

本計画は、総務省指針に則り、下表に示す流れで全体を構成しています。

最初に、五條市の公共施設等及び施設を取り巻く本市の状況についての現況及び将来の見通しを整理しています(第 2 章)。次に、そこから導かれる課題を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として、全体の数値目標及び基本理念、管理に関する基本方針を整理しています(第 3 章)。さらに、施設分類ごとに施設の現状・課題を整理した上で、第 3 章に掲げた全体方針に基づく施設分類ごとの方針を提示しています(第 4 章)。

【図表 2】 五條市公共施設等総合管理計画の構成



## 1-4. 計画の対象とする施設の種類の種類

### (1) 対象施設の範囲

本計画は、五條市が運用または管理している公共施設(建築物)及びインフラ施設(道路・橋りょう・上下水道など)のうち、平成26(2014)年度末(平成27(2015)年3月31日)時点で所有している公有財産(行政財産・普通財産)を対象にしています。借受財産等や、公営事業会計で管理している資産については対象外としています。

### (2) 施設分類

本計画では、計画の対象とする公共施設を下表に示す大分類(13区分)及び小分類(23区分)で整理しています。

【図表3】 計画の対象とする施設の分類

施設分類		(施設分類に含まれる主な施設または施設の種類の種類)
大分類(13区分)	小分類(23区分)	
行政系施設	庁舎等	市役所本庁舎、分庁舎、支所
	消防施設	消防格納庫
	その他行政施設	防災ステーション、公用車庫、自然休養村センターなど
学校教育系施設	学校	小学校、中学校、定時制高等学校
	その他の教育施設	学校給食センター
市民文化系施設	集会施設	市民会館、公民館、集会所
社会教育系施設	図書館	市立図書館
	博物館等	五條文化博物館、まちや館、賀名生の里歴史民俗資料館など
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館
	レクリエーション施設	水車の館、山村体験実習センター、大塔ふれあい交流館など
	保養施設	旧国民宿舎五條緑水苑
産業系施設	産業系施設	交流促進センターこんびら館、起業家支援施設「大野屋」
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園
	幼児・児童施設	児童館
保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者福祉センター、老人憩の家など
	障がい福祉施設	福祉センター
	児童福祉施設	保育所
	保健施設	保健福祉センター
医療施設	医療施設	大塔診療所
公営住宅※	公営住宅	市営住宅、小集落改良住宅、特定公共賃貸住宅、小規模改良住宅
公園	公園	公園付属施設
供給処理施設	供給処理施設	し尿処理場、ごみ処理施設など
その他建築系公共施設	その他建築系公共施設	斎場、路線バス駅舎ほか上記分類に該当しない施設

※五條市では、市営住宅、小集落改良住宅、特定公共賃貸住宅、小規模改良住宅を総称して公営住宅としています。